

Sasanami & Partners

笹浪総合法律事務所



笹浪総合法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング4階402号室
TEL.03-6213-0511 FAX.03-6213-0512 MAIL.office@sasanami-law.com
URL <http://www.sasanami-law.com>

2019 Summer

No.06



相続登記はお済みですか？

司法書士 松田 竜也

1 所有者不明土地の増加

人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や、地方から都市部への人口移動を背景とした土地に対する所有者意識の希薄化等により、不動産登記簿等により調査してもなお所有者が判明しない、または、判明しても連絡がつかない土地（いわゆる所有者不明土地）が全国的に増加しています。所有者不明土地の増加は、公共事業の推進等に対する大きな支障になると言われておりますが、これらが発生する大きな要因の一つに、相続登記が未了のまま不動産が放置される、いわゆる相続登記未了問題が挙げられます。現在の法制度では、相続が発生した不動産に対し、相続登記の申請は義務付けられていません。例えば、地方都市に居住している親が死亡し、都市部に居住している子（相続人）が親の不動産を相続により取得した場合、相続人がそれを活用する予定がないときは、不動産の名義は変更されず、そのまま放置されてしまうことが多々あります。

2 法務省による相続登記促進策

法務省は、相続登記を促進するため、近年次々と相続登記促進策を打ち出しています。

例えば、①一定の条件を満たした場合、「他に相続人はいない」旨の相続人全員による証明書（印鑑証明書付き）の提供を要しない、②被相続人と登記記録上の名義人との同一性を証する書面の簡素化などがそれに該当します。

また、法務局に相続関係を証する戸籍謄本とともに、相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を提出すると、登記官がその一覧図に認証文を付し、無料で交付するといった法定相続情報証明制度も開始されました。相続手続は、一般的に、相続人を特定するための資料として被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等を各種窓口へ提出し、相続人が特定されますが、これを提出することにより、調査の手間が省略されます。

さらに、平成30年度の税制改正では、相続による土地の所有権移転登記について、登録免許税の免税措置が設けられました。

例えば、登記名義人となっている被相続人Aから相続人Bが相続により土地の所有権を取得した場合において、その相続登記をしないまま相続人Bが亡くなったときは、中間の相続人であるB名義とするための相続登記については、一定期間、登録免許税が免除されます。

いずれの施策も、相続登記の申請人の負担となっていた煩雑な手続の簡略化及び費用の軽減を図るものであり、相続登記の申請を行いやすくなったと評価できます。

3 次世代へ向けての対応

相続登記をしないまま放置をすると、次の相続が発生し、相続関係がより複雑化するのが一般的です。その場合、相続関係の調査に多くの時間と労力が消費され、その結果、判明した相続人との連絡にも同様の問題が予想されます。また、相続人は、相続登記をしていなくとも実質的には相続開始時に所有権を取得しています。それゆえ、当該不動産を原因として生じた責任は、その相続人が負担することになります。土地を相続した相続人が、上記の責任を免れるためには、相続登記を行った上で、速やかに売却等を行うか、あるいは、相続放棄の手続を行うなどの対応が求められます。

皆様も、相続登記促進策を上手に活用し、相続登記を適切かつ迅速に行い、ご自身の権利を保護するとともに、次の世代につながる財産を築かれてはいかがでしょうか。

当事務所では、相続登記を含めた遺産整理業務等、相続に関するご相談を承っております。ご相談がございましたら、ご遠慮なく当事務所までご連絡いただければと存じます。



不正競争防止法の改正 ～「限定提供データ」の保護とは～

弁護士 浅野 聡子



1 限定提供データの保護 ～営業秘密との違い～

本年7月1日、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が施行され、新たに「限定提供データ」の不正取得・使用・開示行為等が「不正競争」として差止請求及び損害賠償請求の対象とされることになりました。

限定提供データとは、「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）」（不正競争防止法2条7項）と定義され、たとえば、消費動向データ、高精度地図データ、機械稼働データなど、企業内においてID、パスワード認証システム等により相当量蓄積・管理され、商品等として第三者に提供されるデータがこれにあたります。

これまで、企業内での秘匿を前提とする「営業秘密」は、不正競争防止法において、その不正取得行為等が規制されていましたが、上記のように第三者への提供が予定されているデータは、データとして高い価値があっても、「営業秘密」にはあらず、同法による保護の対象外でした。

しかし、営業秘密にあたらない第三者提供データも、データの共有、利活用により高い付加価値が生み出されるなど、企業の競争力の源泉としてますます価値を増しており、今回の法改正により、これらのデータについても安心して利活用ができるよう、「限定提供データ」の不正取得等が差止及び損害賠償請求の対象とされることになりました。

2 改正の影響

1) たとえば、企業が保有する技術上又は営業上の情報を当該企業の従業員が無断で外部に持ち出した、という場合、これまでは当該持ち出し情報が「営業秘密」にあたらなければ、規制の対象とはなりませんでしたが、上記改正により、「限定提供データ」に該当すれば、第三者提供が予定されている情報の無断持ち出しについても、損害賠償請求等の対象となりうることになりました。

2) 一方で、たとえば企業が競業他社から転職者を受け入れる際、当該転職者が前勤務先保有の限定提供データを権限なく新勤務先に開示し、新勤務先がこの不正な経緯を「知って」データを使用した場合、転得者によるデータの不正使用として法違反に問われるおそれが生じることとなりました。

企業には不正な経緯の調査義務まではありませんが、限定提供データに接しうる企業としては、不正取得、使用等の法違反を問われることのないよう注意する必要があります。そのためには、たとえば、転職者に前職での限定提供データを使用しないとの誓約書を書いてもらう、自社で管理するデータに、不正取得等により入手したデータが混入しないよう、各データの作成、入手経緯を明確にして管理する等の対応を行うことが有効であると考えられます。

3

当事務所では、上記法改正の内容や、限定提供データや従来の営業秘密を含めた企業における情報管理の方法、限定提供データを第三者へ提供する際の注意点、データ提供時の契約のレビュー等に関し、随時ご相談をお受けしておりますので、お気軽にご相談をいただければ幸いです。